

八王子市生活困窮者への緊急食品支援補助金交付要綱

第1条 趣旨

この要綱は市内で活動するフードバンク団体に対し食品購入費を市が予算の範囲内で補助することにより、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、離職または収入が減少し、生活に困窮している市民等を支援することを目的とする。

第2条 交付対象

本補助金の対象となる団体は八王子市内で活動するフードバンク団体とする。

第3条 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、交付対象団体が生活に困窮している市民や食品を必要とする福祉施設等に対して、可能な限り八王子市内店舗で購入した食品を無償で提供する活動とする。

第4条 補助対象経費、補助上限額及び補助率

本補助金は第3条に定める補助対象事業を行う場合に要する経費の内、別表に定める期間に要した経費及び補助率とする。

また、本補助金以外に他事業の補助金又は助成金等の交付を受けている場合は重複する補助対象経費を除く。

第5条 交付の条件

本補助金の交付にあたっては、別記補助条件を付して行うものとする。

第6条 交付申請

本補助金の交付にあたっては、別に定める期日までに交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

第7条 変更交付申請

本補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更する場合は、第6条に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに行うものとする。

第8条 交付決定および通知

市長は第6条又は第7条の規定による交付の申請があったときは、交付申請書類及び関係書類の内容を審査し、適当と認める場合は、第5条に定める条件を付して交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付を決定し、補助金の交付決定を受けた者（以下

「補助事業者」という。)に通知する。

第9条 補助金の請求及び支払い

- 1 補助事業者は第8条の規定により、決定した補助金の交付を請求しようとするときは請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、交付決定額の範囲内において、概算払を行う。

第10条 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について実績報告書(第4号様式)に関係書類を添えて、1か月以内に市長に報告するものとする。

第11条 補助金の額の確定

市長は第10条に掲げる実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第5号様式)により補助事業者に通知する。

第12条 精算

補助事業者は、第11条の規定による補助金確定通知書(第5号様式)を受領したときは、精算報告書(第6号様式)を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

附則

(施行期日)

この要綱は決定の日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。

(見直し)

この要綱は市の見直し方針に基づき、適宜見直しを行う。

(有効期間)

この要綱は令和5年(2023年)3月31日をもって、その効力を失う。

ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなお効力を有する。

別記

補助条件

1 補助対象事業

本補助金以外の補助金又は助成金等の交付を受けている場合は重複する補助対象経費を除く。

2 実施状況報告

補助事業者は、市長から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

3 承認事項

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき

ウ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき

4 是正措置

市長は、2による実施状況報告及び第10条による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認めたときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置をとることがある。

5 交付決定の取り消し

市長は補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なおこの規定は、第11条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

ウ その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令の規定等に違反したとき。

6 補助金の返還

ア 市長は、5の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに関わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を補助事業者に命ずる。

イ 補助事業者は第11条の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を市長へ速やかに返還しなければならない。

7 事業変更による届出

補助事業者は補助金の交付決定を受けた後に、事業の変更を生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

8 他の補助金等の一時停止等

市長は補助事業者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

9 関係書類の保管

補助事業者は、この補助金の交付に係る帳簿、領収書その他資料については当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

10 監査

補助事業者は市長もしくはその委任を受けた者、又は監査委員の監査に応じること。

11 雑則

補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和35年5月16日規則第19号）に定めるところによるものとする。

別表（第4関係）

対象経費	補助上限額	補助対象期間	補助率
食品購入費	1団体あたり144万円	令和4年（2022年）4月1日～ 令和5年（2023年）3月31日	10/10